

仕 様 書

1 件名

令和2年度下請取引適正化推進月間ポスターのデザイン及び印刷業務

2 目的

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請取引の適正化についての普及・啓発活動を集中的に行うこととしている。その活動の一環として、視覚に訴えかけるためにポスターを作成し、各所に掲示し広く周知することにより、下請取引の適正化について普及・啓発することを目的とする。

3 業務内容

公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課（以下「企業取引課」という。）が指示する下記の仕様に基づき、ポスターをデザイン（PDFデータ含む。）し印刷する。

(1) デザイン

「買いたたきの禁止」というキャンペーン標語のテーマに基づき、異なる印象のデザイン案を3つ作成する。その上で、企業取引課と打合せ等を行いながら、最終的にデザインを1つ選定する。

デザインをする際は、写真又はイラストを用いてキャンペーン標語の上記テーマを連想しやすくするとともに、文字フォントやレイアウト等を工夫して、見やすく理解されやすい内容とし、併せて以下のアからオにも注意する。

ア 今年度の標語「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」、「11月 は下請取引適正化推進月間です」という一文及び「公正取引委員会」及び「中小企業庁」の名称、ロゴマーク、URL（ロゴマークはデータで入稿する。）、下請取引適正化推進月間に係るサイトにリンクするQRコード（QRコードはデータで入稿する。）を必ず含めること。

イ 今年度のキャンペーン標語のテーマに沿った内容とすること。

ウ ポスターを見た事業者が下請取引の適正化及び下請法遵守に取り組むことが必要であると認識し、行動に移すインセンティブを与えるような内容とすること。

エ 過去6年間のポスターのデザイン（別紙1参照）と似通っていない内容とすること。

オ A2判、B2判のそれぞれ縦置きで掲示することを前提とした内容とすること。

(2) 印刷

ア 仕上がり企画、部数

（ア） A2判、1、570部

なお、1、570部のうち1、550部については4つ折りをする。

（イ） B2判、23部

B2判は、折りたたまないものを作成する。

イ 用紙, 色数

再生マットコート紙 (菊版 93.5kg) 4C/OC

※ グリーン購入法に適合するものであること。ただし, グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には, 担当官の了解を得た場合に限り, 代替品の使用を認める。

4 納入期限等

(1) 納入期限

令和2年9月15日 (火)

[スケジュール]

8月11日 (火): デザイン案の提出期限

8月12日 (水) ~: デザインの校正

8月25日 (火): デザイン決定

9月15日 (火): 印刷物, PDFデータ納入

(2) 納入物

ア 3(1)でデザインしたポスターのPDFデータ

イ 3(2)の印刷物

(3) 納入場所

ア 上記(2)アのPDFデータ……別途指定するメールアドレス

イ 上記(2)イの印刷物……別紙2のとおり

5 受注者の責務

- (1) 受注者は, 前記3の仕様に従い, 原則として企業取引課から渡す資料を基に, ポスターをデザインすることとし, 企業取引課は, これを監修するものとする。したがって, 受注者は作成したデザイン案等について, 企業取引課が必要な修正を求めることを了承すること。また, 受注者がデザイン作成過程において別途案を作成した場合には, その都度, 企業取引課の了承を得ること。

その他, 必要に応じて企業取引課が受注者に協議を求めることを了承すること。

- (2) 本件データ作成を円滑に行うため, 受注者は窓口担当者を置くとともに, 企業取引課と常時連絡が取れる体制をとること。
- (3) 受注者は, 企業取引課が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。
- (4) 電子入稿に対応できるメールアドレスの設置等の環境を整えること。
- (5) ポスターのデザイン作成にあたるデザイナー等は, 企業取引課の求めにより, 編集・デザインに関して技術的助言をすること。
- (6) 原則として, 内容の本機校正は2回とする。
- ただし, 内容の校正の回数は, 必要に応じて最大4回程度まで増加することがある。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については, 企業取引課と協議して決定すること。

- (8) 一切の諸経費については、受注者において負担する。

6 著作権等

- (1) 発注者が引渡しを受けた契約の目的物の著作権は、公正取引委員会に帰属する。
- (2) 公正取引委員会は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項各号に該当しない場合においても、その使用のために、本業務により作成される物件を改変し、また、任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
- (4) 受注者は、本契約のために第三者が創作した著作物を使用する場合は、当該第三者が第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権の権利）に定める著作権及び著作権人格権を公正取引委員会及び公正取引委員会が指定する者に対し、将来にわたり行使しないように措置を講じるとともに、講じた措置の内容を証する書面を成果物の引渡し前に企業取引課に提出するものとする。
- (5) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の承認を得た場合に限り、公正取引委員会の認める範囲内で成果物を利用することができるものとする。
- (6) 本件成果物に対し、公正取引委員会又は受注者が第三者との間で著作権等の知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら公正取引委員会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。
- なお、公正取引委員会及び受注者は当該紛争等の事実を知った時は、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

7 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用を行わないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者の責めに帰す情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (3) 前記(1)及び(2)については、前記 4 の納入期限後においても同様とする。

8 再委託の制限

- (1) 受注者は、この契約の履行の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、この契約の履行の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性及び契約金額について記載した書面により公正取引委員会に申請し、承諾を得なければならない。

9 その他

本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

10 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和2年7月30日（木）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

エ 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者のみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(2) その他

ア 見積書の提出をもって別添1の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

イ 契約の相手方に決定した者は、受注後速やかに別添2の「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

11 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3375

以上

令和元年



平成30年



平成29年



平成28年



平成27年



平成26年



公正取引委員会 令和2年度ポスター必要数

使用部署	ポスター			納入先	
	A2判		B2判		合計
	四つ折り	折りなし	折りなし		
本局 企業取引課	1,500	0	10	1,510	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階 公正取引委員会事務総局 企業取引課
本局 下請取引調査室	0	2	0	2	
北海道事務所下請課	11	0	0	11	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務総局 北海道事務所下請課
東北事務所下請課	4	0	3	7	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務総局 東北事務所下請課
中部事務所下請課	22	0	2	24	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務総局 中部事務所下請課
近畿中国四国事務所下請課	12	3	0	15	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所下請課
近畿中国四国事務所 中国支所下請課	0	5	0	5	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務総局 中国支所下請課
近畿中国四国事務所 四国支所下請課	0	0	2	2	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 公正取引委員会事務総局 四国支所下請課
九州事務所下請課	1	7	6	14	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務総局 九州事務所下請課
沖縄公正取引室	0	3	0	3	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室
計	1,550	20	23	1,593	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己,下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは,当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合,又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は,警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに,公正取引委員会に報告いたします。

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和2年度下請取引適正化推進月間ポスターのデザイン及び印刷業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙を、本件業務の一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせる場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記 1 から 12 までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

印